二　容器、機器又は配管等に損傷又は腐食が生じていないこと。
三　床面等にひび割れがないこと。
四　前三号に掲げるもののほか、ＰＦＯＳ等を保管する容器又はＰＦＯＳ等を使用する機器等に異常が認められないこと。
2　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、前項に規定する点検の結果においてＰＦＯＳ等を保管する容器又はＰＦＯＳ等を使用する機器等に異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講じなければならない。
3　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、第一項の点検の結果の記録を作成し、これを作成の日から起算して五年間保存しなければならない。
（ＰＦＯＳ等を保管する場合又はＰＦＯＳ等移替え等を行う場合における漏出処理措置）
第八条　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、ＰＦＯＳ等を保管する場合又はＰＦＯＳ等移替え等を行う場合において、ＰＦＯＳ等が漏出したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
一　ＰＦＯＳ等が漏出した旨を第十一条に規定する管理責任者に通報するとともに、速やかに漏出の拡大の防止のために必要な応急措置を講ずること。
二　漏出したＰＦＯＳ等について回収するよう努めること。
三　回収したＰＦＯＳ等又はＰＦＯＳ等をふき取った布等を、密閉できる容器に入れて保管すること。
四　前三号に掲げるもののほか、漏出したＰＦＯＳ等を取り扱うに当たって必要と認められる措置を講ずること。
（排出量の把握等）
第九条　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、ＰＦＯＳ等移替え等を行うときは、事業所ごとに、毎年一回、事業所から排出される排出水につき、排出量を把握するに適したサンプリング及び分析を行うことにより、ＰＦＯＳ又はその塩の排出量を把握しなければならない。ただし、サンプリング及び分析によるＰＦＯＳ又はその塩の排出量の把握が技術上困難な場合は、ＰＦＯＳ等の使用量等を用いて排出量を推定することができるものとする。
2　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、ＰＦＯＳ等を排出する場合は、前項に規定するサンプリング及び分析等の結果を踏まえて、ＰＦＯＳ等の排出量の削減に係る措置を講ずるよう努めなければならない。
3　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、第一項のサンプリング及び分析等を行ったときは、その結果を記載した帳簿を作成しなければならない。
4　前項の帳簿は、事業所ごとに備え、これを当該事業所の閉鎖の日から起算して五年間保存しなければならない。
（帳簿）
第十条　ＰＦＯＳ等取扱事業者（許可製造業者及び届出使用者を除く。）は、事業所ごとに、ＰＦＯＳ等の保管数量又はＰＦＯＳ等移替え等に係る数量を記載した帳簿を作成しなければならない。
2　前項の帳簿は、事業所ごとに備え、これを当該事業所の閉鎖の日から起算して五年間保存しなければならない。
（管理責任者）
第十一条　ＰＦＯＳ等取扱事業者は、ＰＦＯＳ等を保管し、又はＰＦＯＳ等移替え等を行う事業所ごとに、当該作業の管理について知識を有する者のうちから管理責任者を選任し、その者に次の各号に掲げる業務を管理させなければならない。
一　ＰＦＯＳ等及び汚染物の保管又は保管場所等の表示に関すること。
二　ＰＦＯＳ等の運送に関すること。
三　ＰＦＯＳ等移替え等に関すること。
四　ＰＦＯＳ等を使用する機器等に係る措置に関すること。
五　ＰＦＯＳ等を取り扱うに当たって使用する容器又は機器等の点検に関すること。
六　ＰＦＯＳ等を取り扱うに当たっての漏出処理措置に関すること。
七　ＰＦＯＳ等の排出量の把握等に関すること。
八　ＰＦＯＳ等の帳簿の記録及び保存に関すること。

第三章　業務用写真フィルム

（現像作業に係る措置）
第十二条　業務用写真フィルム取扱事業者は、現像作業を行うときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
一　使用済みの現像液及び定着液を回収すること。
二　現像液又は定着液が飛散又は流出した場合に備えて、布等を準備すること。
三　前二号に掲げるもののほか、現像作業を行うに当たって必要と認められる措置を講ずること。
（業務用写真フィルムを現像する機器等に係る措置）
第十三条　業務用写真フィルム取扱事業者は、業務用写真フィルムを現像する機器等について次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
一　業務用写真フィルムの現像を行う機器を設置する床面については、ＰＦＯＳ又はその塩の地下浸透を防止するため、コンクリートとする措置又は合成樹脂等により被覆する措置を講ずること。
二　業務用写真フィルムを現像する機器からの配管等については、腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置等を講ずること。
三　ＰＦＯＳ又はその塩を含む廃水については、地下浸透を防止できる材質の排水管又は排水路を使用すること。
（現像作業に係る汚染物の保管）
第十四条　業務用写真フィルム取扱事業者は、現像作業に係る汚染物を保管するときは、次の各号に定めるところにより保管しなければならない。
一　関係者以外の者が容易に立ち入ることができない場所に保管すること。
二　現像作業に係る汚染物が漏れ、こぼれる等のおそれがない密閉式の構造の堅固な容器であって、浸透しにくい材料を用いて製作されたものに収めること。
三　雨水等によるＰＦＯＳ又はその塩を含む廃液の流出を防止するため、現像作業に係る汚染物を保管する容器は屋内に保管し、床面をコンクリートとする措置又は合成樹脂等により被覆する措置を講ずること。
（現像作業に係る汚染物を保管している容器の表示）
第十五条　業務用写真フィルム取扱事業者は、現像作業に係る汚染物を保管するときは、汚染物を保管している容器の見やすい箇所に、当該容器に汚染物を保管している旨を表示しなければならない。
（現像に係る業務用写真フィルムの数量）
第十六条　業務用写真フィルム取扱事業者（届出使用者を除く。）は、事業所ごとに、業務用写真フィルムの現像を行った数量を把握するよう努めなければならない。
（現像作業に係る機器等の点検）
第十七条　業務用写真フィルム取扱事業者は、現像作業に係る機器等について次の各号に掲げる事項を定期的に点検しなければならない。
一　機器又は配管等からＰＦＯＳ又はその塩を含む廃液が漏出していないこと。
二　機器又は配管等に損傷又は腐食が生じていないこと。
三　床面等にひび割れがないこと。
四　前三号に掲げるもののほか、ＰＦＯＳ又はその塩を含む廃液を取り扱うに当たって現像作業に係る機器等に異常が認められないこと。
2　業務用写真フィルム取扱事業者は、前項に規定する点検の結果において異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講じなければならない。
3　業務用写真フィルム取扱事業者は、第一項の点検の結果の記録を作成し、これを作成の日から起算して五年間保存しなければならない。
（現像作業に係る漏出処理措置）
第十八条　業務用写真フィルム取扱事業者は、現像作業を行う場合において、ＰＦＯＳ又はその塩を含む廃液が漏出したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
一　速やかに漏出の拡大の防止のために必要な応急措置を講ずること。
二　漏出したＰＦＯＳ又はその塩を含む廃液について回収するよう努めること。
三　回収したＰＦＯＳ又はその塩を含む廃液又はその廃液をふき取った布等を、密閉できる容器に入れて保管すること。
四　前三号に掲げるもののほか、漏出したＰＦＯＳ又はその塩を含む廃液を取り扱うに当たって必要と認められる措置を講ずること。

附　則

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。